

伊東市景観計画の一部見直し（案）に関するパブリックコメント

平成31年1月13日

住所 伊東市宇佐美 403-2
 氏名 森 篤 （男 66才）
 電話 0557-48-9534

* 下線部は修正（挿入）すべき箇所を示す。

頁	区分	見直し（案）	修正等意見	理由等
21	1) 届出対象行為 用途地域が指定されている区域	イ. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる 修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上のもの。	イ. 工作物 <u>（太陽光発電設備及びその他これに類する物件を除く）</u> の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる 修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上のもの。	「工作物」の内、「太陽光発電設備及びその他これに類する物件」については、ウ. に記載されていることから、重複を避けるため、括弧内の文言を挿入する。
		ウ. 太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上又は事業区域の面積が1,000㎡ 以上のもの	ウ. 太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上又は事業区域 <u>（「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」で定義する事業区域をいう）</u> の面積が1,000㎡ 以上のもの。	事業者との間でトラブルが生じないようにするため、届出対象となるか否かを明確に線引きする必要があるので、景観計画の中での「事業区域」の定義を明示しておく必要があることから、括弧内の文言を挿入する。

				一行目の括弧内に、それらしきことが書かれていますが、単刀直入に「事業区域」の定義を明示すべきだと思います。
	用途地域が指定されていない区域	*「用途地域が指定されている区域」に同じ。		
22 ～	2) 行為の制限 太陽光発電設備の新設等	<p><制限内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用すること。 ・パワーコンディショナーや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること。 ・歩行者、運転者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽やフェンスなどにより目立たないように配慮すること。 ・施設の規模や地形等に応じ、太陽光パネルを分散して配置したり、植栽したりなど、人工物の存在感を軽減させること。 ・斜面地に設置する場合、周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮す 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルの色彩は、周辺の景観になじむよう明度・彩度が低いものか、黒色、濃紺色などで光沢や反射が少なく、模様が目立たないものを使用すること。 ・パワーコンディショナーや分電盤、送電柱などの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用すること。 ・歩行者、運転者や周辺の景観へ影響のあるものは、敷地の境界からできるだけ後退させ、必要に応じて植栽やフェンスなどにより目立たないように配慮すること。 ・施設の規模や地形等に応じ、太陽光パネルを分散して配置したり、植栽したりなど、人工物の存在感を軽減させること。 ・斜面地に設置する場合、周囲の山なみや稜線の連続性、自然景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑え、配置に配慮す 	

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平地に設置する場合、太陽光パネルの最上部の高さは周囲の景観から 突出しないよう、できるだけ低くすること。 	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平地に設置する場合、太陽光パネルの最上部の高さは周囲の景観から突出しないよう、できるだけ低くすること。 <p><u>・行為地は、眺望点から目立たない場所とすること。</u></p> <p><u>・行為地は、史跡、名勝、天然記念物、文化的景観など、その周辺景観と一体となって良好な景観を形成すべき文化財の周辺では、その文化財の価値を損ねてはならない。</u></p>	<p>「木竹の伐採」及び「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質変更」の項目にも同様な記載があり、「太陽光発電設備の新設等」においても全く同様に考えるべきことから、この項目を追加する。</p> <p>文化財は本市の財産であり、本市の特性そのものであることから、周辺環境と一体となった良好な景観を形成する必要があるため、この項目を追加する。</p> <p>「太陽光発電設備」は、その事業区域が広範囲に及ぶものがあるので、文化財の周辺に設置されることがあれば、文化財そのものの価値を著しく損ねてしまう場合が考えられ、本市にとって大きな損失となります。</p>
--	---	---	--